

堺市公報 第343号	令和6年12月20日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市介護保険施行規則及び堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	8
○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第3項に基づく要届出管理区域の指定一部解除について 【環境局環境保全部環境対策課】	8
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	9
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	13
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	18
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	19
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について 【産業振興局農政部農水産課】	20

○農用地利用集積計画  
 【産業振興局農政部農地課】…………… 20

○都市計画法に基づく工事の完了について  
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 26

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
 る調達契約に係る落札者等について  
 【建設局公園緑地部公園監理課】…………… 26

＜上下水道局公告＞

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
 る調達契約に係る落札者等について  
 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 27

＜選挙管理委員会公表＞

○令和5年4月9日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関  
 する収支報告書の訂正後の要旨の公表について  
 【選挙管理委員会事務局】…………… 29

**規 則**

堺市介護保険施行規則及び堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月20日

堺市長 永藤英機

堺市規則第91号

堺市介護保険施行規則及び堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(堺市介護保険施行規則の一部改正)

第1条 堺市介護保険施行規則(平成12年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第63条の見出し中「等」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の納付証明書」を破り、汚し、又は失った場合において、再交付を受けようとするとき、又は前項の規定による通知の前に「を削り、「を確認し」を「に係る証明書の交付を受け」に改

め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

様式目次中

「

89	63	1		堺市介護保険料納付証明書
90	63	2		堺市介護保険料徴収票交付申請書
91	63	3		堺市介護保険料徴収票

を

」

「

89				削除
90	63	1		堺市介護保険料徴収票交付申請書
91	63	2		堺市介護保険料徴収票

に

」

改める。

様式第89号を次のように改める。

様式第89号 削除

様式第90号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第91号中「第63条第3項」を「第63条」に、「～」を「から」に改める。

(堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により交付された納付証明書を破り、汚し、又は失った場合において、納付証明書の再交付を受けようとするとき、又は前項の規定による通知の前に」を削り、「を確認し」を「に係る証明書の交付を受け」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「納付証明書」を「堺市後期高齢者医療保険料納付証明書（様式第8号）」に改め、同項を同条第2項とする。

様式目次中

「

7 (甲)	4	1		堺市後期高齢者医療保険料納付証明書
7 (乙)	4	1		堺市後期高齢者医療保険料納付証明書
8	4	2		堺市後期高齢者医療保険料納付証明書交付申請書

を

」

「

7	4	1	堺市後期高齢者医療保険料納付証明書交付申請書
8	4	2	堺市後期高齢者医療保険料納付証明書

に

」

改める。

様式第7号（甲）を削る。

様式第7号（乙）及び様式第8号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

様式第90号（第63条関係）

堺市介護保険料徴収票交付申請書

堺市長 殿

堺市介護保険料徴収票の交付を堺市介護保険施行規則第63条第1項の規定により、次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号 ( )		

\*申請者が被保険者本人の場合、申請者の住所及び電話番号は、記載不要

被 保 険 者	被保険者番号														
	フリガナ														
	被保険者氏名												生年月日	年 月 日	
	住 所	〒											電話番号	( )	

証明対象年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年分</li> <li>・ 年分</li> <li>・ 年分</li> </ul>
-------	--

申請の理由	
-------	--

様式第7号（第4条関係）

堺市後期高齢者医療保険料納付証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名

住所

電話番号

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、  
年分の堺市後期高齢者医療保険料納付証明書の交付を申請します。

被 保 険 者 番 号								
被 保 険 者 氏 名								
被 保 険 者 住 所								

様式第8号（第4条関係）

年 月 日

様

堺市 区長 

堺市後期高齢者医療保険料納付証明書

被保険者番号	<input type="text"/>
被保険者氏名	<input type="text"/>

あなたが 年 月 日から 年 月 日までの間に支払った後期高齢者医療保険料は次のとおりです。

年 度	納付済保険料額	特別徴収分 納付済保険料額	普通徴収分 納付済保険料額	備 考
合 計				

上記のとおり後期高齢者医療保険料を納付したことを証明します。

## 告 示

## 堺市告示第450号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区匠町10番2の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

## 3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

## 堺市告示第451号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第3項の規定に基づき、平成20年堺市告示第277号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第4項において準用する同条例第81条の8第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定を解除する要届出管理区域

堺市堺区匠町10番2の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域の指定について」の台帳に掲載する。）

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の33第1項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定による指定を行うもの

~~~~~

堺市告示第452号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区築港新町3丁1番9の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~

堺市告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776104073
事業所名称	WAOケア
事業所所在地	堺市中区深井水池町3281番地1 ハーベストコート105号室
指定の申請者	株式会社Brown Pagoda
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町2070番地18
代表者名	大成美和
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766590646
事業所名称	いぶき訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区金岡町2429-1 セピア金岡103号

指定の申請者	株式会社B r e a t h e
主たる事務所の所在地	東京都中野区東中野五丁目24番9号
代表者名	酒井克明
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190637
事業所名称	訪問看護ステーション ハピセイル
事業所所在地	堺市中区深井清水町3514番地2 グランドールエコー深井101号室
指定の申請者	株式会社h a p p i n e s s s a i l
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市はつが野五丁目15番9号
代表者名	澤田紗弥佳
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090696
事業所名称	訪問看護ステーション 一心
事業所所在地	堺市堺区中之町西4丁1-28 朝日プラザ宿院405号
指定の申請者	株式会社大
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区中之町西四丁1番28号 朝日プラザ宿院405号
代表者名	大城祐介
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766490458
事業所名称	ハートケア訪問看護ステーション

事業所所在地	堺市南区新檜尾台4丁52-1-103
指定の申請者	合同会社ルルクール
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区今井234-2
代表者名	長岡沙紀
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766490441
事業所名称	オアシス訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区高倉台二丁8番15号
指定の申請者	株式会社MEDITATIONS
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区茶山台三丁36番12号
代表者名	山口英治
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766290320
事業所名称	メディケア訪問看護ステーション堺
事業所所在地	堺市東区日置荘原寺町46番2号 堺グランセ401号
指定の申請者	メディケアポート株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	福田敏明
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090688
事業所名称	そらら訪問看護ステーション

事業所所在地	堺市堺区南半町西二丁4-3
指定の申請者	株式会社W i s t e r i a
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区南半町西二丁4-3
代表者名	楠森涼子
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	訪問看護

~~~~~

堺市告示第454号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590646              |
| 事業所名称      | いぶき訪問看護ステーション           |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町2429-1 セピア金岡103号 |
| 指定の申請者     | 株式会社B r e a t h e       |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都中野区東中野五丁目24番9号       |
| 代表者名       | 酒井克明                    |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日                |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766090696    |
| 事業所名称     | 訪問看護ステーション 一心 |

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 事業所所在地     | 堺市堺区中之町西4丁1-28 朝日プラザ宿院405号     |
| 指定の申請者     | 株式会社大                          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区中之町西四丁1番28号 朝日プラザ宿院405号 |
| 代表者名       | 大城祐介                           |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日                       |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                       |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490458         |
| 事業所名称      | ハートケア訪問看護ステーション    |
| 事業所所在地     | 堺市南区新檜尾台4丁52-1-103 |
| 指定の申請者     | 合同会社ルルクール          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区今井234-2    |
| 代表者名       | 長岡沙紀               |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日           |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護           |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490441         |
| 事業所名称      | オアシス訪問看護ステーション     |
| 事業所所在地     | 堺市南区高倉台二丁8番15号     |
| 指定の申請者     | 株式会社MEDITATIONS    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区茶山台三丁36番12号 |
| 代表者名       | 山口英治               |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日           |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護           |

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766290320       |
| 事業所名称     | メディケア訪問看護ステーション堺 |

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 事業所所在地     | 堺市東区日置荘原寺町46番2号 堺グランセ401号 |
| 指定の申請者     | メディケアポート株式会社              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号       |
| 代表者名       | 福田敏明                      |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日                  |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                  |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766090688       |
| 事業所名称      | そらら訪問看護ステーション    |
| 事業所所在地     | 堺市堺区南半町西二丁4-3    |
| 指定の申請者     | 株式会社Wisteria     |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区南半町西二丁4-3 |
| 代表者名       | 楠森涼子             |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日         |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護         |

堺市告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永藤英機

|           |                |
|-----------|----------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796000467     |
| 事業所名称     | シャロームリハビリテーション |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 事業所所在地     | 堺市堺区一条通3番2号      |
| 指定の申請者     | シャローム株式会社        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区大仙中町6番24号 |
| 代表者名       | 俣木泰和             |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日         |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護        |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000459         |
| 事業所名称      | ゆいろデイサービス陵西        |
| 事業所所在地     | 堺市堺区陵西通1-9         |
| 指定の申請者     | 株式会社MAXケアサポート      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府枚方市山之上一丁目19番13号 |
| 代表者名       | 福永孝幸               |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日           |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護          |

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796300552               |
| 事業所名称      | 共生型デイサービスらいく             |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳東町2丁185-1           |
| 指定の申請者     | 株式会社NAO                  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区天下茶屋2-8-7-102号室 |
| 代表者名       | 臼井直人                     |
| 指定年月日      | 令和6年9月1日                 |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護                |

~~~~~

堺市告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者として指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776400422
事業所名称	ほほえみネットワーク竹城
事業所所在地	堺市南区竹城台四丁1番5号
指定の申請者	株式会社ほほえみネットワーク竹城
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区竹城台4丁1番5号
代表者名	土谷雅弘
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	介護予防支援

介護保険事業所番号	2776100881
事業所名称	居宅介護支援事業所ひがしやま
事業所所在地	堺市中区東山719番地1
指定の申請者	社会福祉法人コミュニティ福祉会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区東山719番地1
代表者名	辻尾健一郎
指定年月日	令和6年9月1日
サービスの種類	介護予防支援

公 告

## 堺市公告第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM泉北原山台店

堺市南区原山台五丁456番58 ほか

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 ケーヨーデイツー泉北原山台店

所在地 堺市南区原山台五丁456番58 ほか

(変更後) 名 称 DCM泉北原山台店

所在地 堺市南区原山台五丁456番58 ほか

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## 4 変更年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年11月28日

~~~~~

堺市公告第742号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポしんかな

堺市北区新金岡町五丁1000番地 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大阪府住宅供給公社

理事長 山本 讓

大阪府中央区今橋2丁目3番21号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和6年11月1日

5 届出年月日

令和6年11月29日

堺市公告第743号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

堺市長 永藤英機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和6年度第4四半期の利用料金

| メニュー                    | 料金     | 期間    |
|-------------------------|--------|-------|
| 1 ソーセージロール作り            | 1,400円 | 1月～3月 |
| 2 にゃんこピザ作り              | 1,500円 | 1月～3月 |
| 3 簡単に作れるパン&バター作り        | 1,400円 | 1月～3月 |
| 4 ハーベストメロンパン作り（いちごVer.） | 1,500円 | 1月～3月 |

堺市公告第744号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

堺市長 永藤英機

令和6年度 第9号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年12月5日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)     |       | 利用権を設定する農地 |       |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)         |             | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|---------------------|-------|------------|-------|------|---------------------|-----------------------|-------------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所                  | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                    | 氏名          | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市美原区小寺836番地        | 数田 清文 | 東区石原町4丁    | 395   | 田    | 1,299               | 堺市東区石原町4丁216番地        | 植木 章外<br>1名 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
| 堺市美原区小寺836番地        | 数田 清文 | 東区八下町1丁    | 87    | 田    | 479                 | 堺市堺区向陵西町1丁6番2号        | 佐野 真一       | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
|                     |       |            | 90    | 田    | 191                 |                       |             |                   |        |          |            |       |          |
| 大阪市住之江区西住之江2丁目6番23号 | 萬野 教弘 | 北区中村町      | 97    | 田    | 1,044               | 兵庫県神戸市北区松が枝町1丁目36番の30 | 向田 房代       | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
|                     |       |            | 694-1 | 田    | 822                 | 堺市東区草尾368番地3          | 光田 和代       | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
| 堺市西区山田1丁目1086番地4    | 山口 勝彦 | 南区大庭寺      | 932   | 田    | 1,080               | 堺市東区日置荘田中町250番地       | 森 武彦        | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                     |       |            | 934-1 | 田    | 975                 |                       |             |                   |        |          |            |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |       | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)   |              | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|------------------|-------|------------|--------|------|---------------------|-----------------|--------------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所              | 氏名           | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市南区庭代台4丁36番3号   | 日高 三仁 | 西区太平寺      | 593    | 田    | 1,186               | 堺市西区太平寺5番地2番地   | 井上 清輝        | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 629    | 田    | 115                 |                 |              |                   |        |          |            |       |          |
|                  |       |            | 630    | 田    | 766                 |                 |              |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区深井畑山町    | 2538   | 畑    | 1,963               | 堺市中区東山327番地     | 樋上 正彦        | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
| 堺市南区豊田108番地8番地   | 東野 淳一 | 南区豊田       | 1089-1 | 田    | 492                 | 堺市南区豊田164番地4番地  | 中井 芳之        | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 1090-1 | 田    | 509                 |                 |              |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市南区稲葉2丁1737番地   | 寺山 久  | 南区稲葉2丁     | 1802-1 | 田    | 1,160               | 堺市南区稲葉2丁2936番地1 | 辻野 春夫        | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
| 堺市南区稲葉2丁1737番地   | 寺山 久  | 南区稲葉1丁     | 3121   | 田    | 955                 | 堺市南区稲葉1丁3137番地3 | 寺山 恒彦<br>外3名 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       | 利用権を設定する農地 |      |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |       | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|-------------------|-------|------------|------|------|---------------------|------------------|-------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所                | 氏名    | 所在         | 地番   | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市北区百舌鳥西之町2丁535番地 | 松川 武美 | 北区野遠町      | 364  | 田    | 1,137               | 堺市北区百舌鳥本町2丁145番地 | 小林 義博 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
| 高石市取石4丁目17番26号    | 松下 実  | 南区大庭寺      | 141  | 畑    | 998                 | 堺市南区高倉台2丁2番22号   | 浦野 洋嗣 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |
| 堺市南区稲葉2丁1737番地    | 寺山 久  | 南区稲葉1丁     | 3112 | 田    | 2,353               | 堺市南区稲葉2丁3088番地1  | 野口 徹  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年2月1日 | 令和10年1月31日 | -     | -        |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区長曾根町1179番3、1179番54及び1179番55

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 大西 洋英

堺市公告第746号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

堺市内公園施設で使用する電気

(1) 契約電力（常時電力）

|   | 公園名  | 契約電力  |
|---|------|-------|
| 1 | 金岡公園 | 500kW |

|   |               |      |
|---|---------------|------|
| 2 | 大仙公園          | 26kW |
| 3 | 大仙公園（第4電気室）   | 59kW |
| 4 | 大仙公園（都市緑化植物園） | 8kW  |
| 5 | 大浜公園          | 77kW |

(2) 予定使用電力量 1,533,389kWh

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
建設局公園緑地部公園監理課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年11月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
リエスパワー株式会社  
代表取締役社長 青木 博幸  
東京都豊島区東池袋4丁目21番1号
- 5 落札金額  
¥2,769,620-（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年9月27日

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第188号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量  
大和川ポンプ場汚水ポンプ交換部品 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社  
支社長 佐野 晋二  
兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥46,090,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 選挙管理委員会公表

堺市選挙管理委員会公表第4号

令和5年4月9日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和6年1月5日付け堺市選挙管理委員会公表第1号のうち、次の候補者につき、訂正後の要旨を別紙のとおり公表する。

令和6年12月20日

堺市選挙管理委員会  
委員長 中井國芳

【東区選挙区】藤井 載子

別紙

|       |       |      |        |    |                    |
|-------|-------|------|--------|----|--------------------|
| 候補者氏名 | 藤井 載子 | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期間 | 令和4年12月17日から       |
| 出納責任者 | 井上 智雄 |      |        |    | 令和5年4月8日まで<br>第1回分 |

| 収入                |      | 支出        |                                                     | 円                                                              |
|-------------------|------|-----------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職業) | (金額)<br>円 | 人件費<br>家屋費                                          | 選挙事務所費<br>集合会場費                                                |
| 日本維新の会大阪府総支部      |      | 500,000   | 通信費<br>交通費<br>印刷費<br>広告費<br>文具費<br>食糧費<br>体泊費<br>雑費 | 2,574<br>5,810<br>620,872<br>472,158<br>330<br>77,731<br>8,843 |
| その他の寄附            | 件    |           |                                                     |                                                                |
| その他の収入            |      | 700,000   |                                                     |                                                                |
| 今回計               |      | 1,200,000 | 今回計                                                 | 1,188,318                                                      |
| 前回計               |      |           | 前回計                                                 |                                                                |
| 総計                |      | 1,200,000 | 総計                                                  | 1,188,318                                                      |

|              | 項目      | 金額       |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 48,000円  |
|              | ポスターの作成 | 300,000円 |
|              | 計       | 348,000円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月24日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|